新都市再生ビジョンの見直しの方向性について
［公共施設全般（一般的な事業）］

１　見直しの方向性

「新都市再生ビジョン」に掲げる老朽化した公共施設の適切な維持保全を計画的に進める考え方を維持しつつ、労務単価や資材価格の高騰、人材不足を踏まえ、従来の規模や手法にとらわれず、以下の視点で見直しを行い、「すべてを守る」から「必要なものを着実に守る」へ転換します。

(1) 財政フレームを踏まえた事業の重点化と平準化

今後の財政見通しを踏まえ、事業の必要性、緊急性、安全性及び行政サービスへの影響等を精査し、優先順位を見直します。また、改修範囲や整備水準、機能の見直しにより規模を適正化し、限られた財源と施工体制を必要性の高い取組に重点化するとともに、公共工事の平準化を図ります。

(2) 公共施設の総量・規模・配置の見直し

人口構成や行政需要の変化を見据え、安全性と行政サービスを確保しながら、必要な改修を行います。その上で、従来と同じ規模・機能での更新を前提とせず、行政サービスの継続性や代替手段に配慮し、集約化・複合化・共用化、時期の調整も含め、公共施設全般の総量、規模及び配置の見直しを進めます。また、市有財産や民間活力の活用も含め、将来の財政負担の抑制を図ります。

(3) 既存ストックの有効活用と安全性・機能の確保

施設の状態、修繕履歴、利用状況、行政サービス上の重要性及び今後の使用期間等を踏まえ、必要な維持保全を計画的に実施します。一律に大規模改修を行うのではなく、予防保全、修繕、補修、部分改修を組み合わせ、安全性と必要な機能を確保しながら、ライフサイクルコストの最適化を図ります。

(4) 予算編成のプロセスを通した継続的な見直し

個々の施設の事業費、整備内容、実施時期は、計画策定時点では概ねの目安とし、予算編成を通じて柔軟に対応します。その際、必要な判断を適時行い、着手すべき取組には着手した上で、社会経済情勢等の変化に応じ、規模、手法及び工程を機動的に見直します。